平成２８年度 第１回 豊川市介護保険事業運営協議会

日　時　平成２８年７月２７日（水）
　　午後３時３０分から
場　所　委員会室（本庁舎３階）

次　第

１　あいさつ

２　豊川市介護保険事業運営協議会について

３　議題

⑴　高齢者相談センターについて

①　平成２７年度高齢者相談センターの事業実績について（協議）

⑵　地域密着型サービスについて

①　地域密着型サービス事業所の指定更新について（４件）（協議）

②　地域密着型サービス事業所の廃止について（４件）（報告）

③　地域密着型サービス事業所の他市町村指定に係る同意について（報告）

④　平成２８年度豊川市地域密着型サービス事業所整備事業者の公募について（協議）

４　その他

平成２８年度第１回
豊川市介護保険事業運営協議会

資　　料

平成２８年７月２７日（水）午後３時３０分から

委員会室

３　議題

⑴ 高齢者相談センターの事業実績について

① 平成２７年度高齢者相談センターの事業実績について（協議）

１　日常生活圏域ごとの状況

	圏域区分		東部	南部	北部	西部	合計
平成27年4月1日現在	職員数		8人	9人	8人	9人	34人
	職種	社会福祉士	2人	1人	3人	2人	8人
		社会福祉主事	2人	3人	0人	2人	7人
		保健師・看護師	2人	2人	2人	1人	7人
		主任ケアマネ	1人	1人	1人	1人	4人
		介護支援専門員	1人	2人	2人	3人	8人
	圏域区分		東部	南部	北部	西部	合計
平成28年4月1日現在	職員数		8人	8人	8人	9人	33人
	職種	社会福祉士	3人	2人	3人	2人	10人
		社会福祉主事	1人	1人	1人	2人	5人
		保健師・看護師	2人	2人	1人	1人	6人
		主任ケアマネ	1人	1人	1人	1人	4人
		介護支援専門員	1人	2人	2人	3人	8人

※南部包括の欠員は、5月20日付けで保健師1名の補充がありました。

２　事業状況

センター開設以来、豊川市社会福祉協議会へ業務を委託しており、平成２7年度は、４つの日常生活圏域に４か所の高齢者相談センター（東部・南部・北部・西部）を配置し運営しました。

事業につきましては、高齢者が要介護状態になることを予防するとともに、要介護状態になった場合でも、可能な限り地域において自立した日常生活を営むことができるように包括的な支援を行いました。件数など詳細につきましては、下記のとおりです。

今後ますます他職種との連携が求められる中、民生委員や介護保険事業所等、高齢者支援に関わる方たちとの連携強化はもとより、在宅医療連携推進センターと協力し、医師会、歯科医師会、薬剤師会との連携強化にも取り組みました。昨年に引き続き県のモデル事業を受けて、「多職種協働による地域包括ケアネットワーク構築」に向けた「地域ケア会議」を開催し、この取り組みをとおして明確化した高齢者支援にかかる地域課題への抽出を行いました。

また、平成２７年度より認知症地域支援推進員を配置し、認知症に関する相談対応、児童を対象とした認知症サポーター養成講座の開催、認知症カフェの参加協力などの取り組みを行いました。

【総合相談件数】

区　　分		平成27年度	平成26年度	比較
相談方法	電話	24,438件	23,405件	1,033 件
	来所	2,143件	1,835件	308 件
	訪問	9,982件	10,326件	△ 344 件
	その他	597件	1,241件	△ 644 件
	計	**37,160件**	**36,807件**	**353 件**
総合相談	介護保険制度	8,131件	6,887件	1,244 件
	介護予防	4,787件	3,054件	1,733 件
	介護方法	186件	188件	△ 2 件
	医療・保健	603件	834件	△ 231 件

総合相談	障害者制度	96件	136件	△ 40 件
	経済的問題	84件	192件	△ 108 件
	家族問題	241件	432件	△ 191 件
	住宅改修等	1,388件	1,296件	92 件
	施設入所	320件	473件	△ 153 件
	見守り・安否確認	2,141件	3,276件	△ 1,135 件
	指導・助言	2,043件	1,635件	408 件
	認知症相談	768件	774件	△ 6 件
	支援困難事例・緊急対応	78件	55件	23 件
	連絡調整	19,411件	19,206件	205 件
	その他	101件	170件	△ 69 件
	計	**40,378件**	**38,608件**	**1,770 件**

【代行申請件数】

区　　分		平成27年度	平成26年度	比較
高齢者福祉等事業	要介護認定申請	1,476件	1,521件	△ 45 件
	住宅改修申請	63件	50件	13 件
	まごころ給食	10件	31件	△ 21 件
	ホームヘルパー派遣	1件	0件	1 件
	老人日常生活用具給付	5件	11件	△ 6 件
	緊急通報システム	3件	7件	△ 4 件
	その他	9件	16件	△ 7 件
	計	**1,567件**	**1,636件**	**△ 69 件**

【権利擁護相談件数】

区　　分		平成27年度	平成26年度	比較
権利擁護	成年後見	82件	137件	△ 55 件
	虐待	57件	100件	△ 43 件
	消費者生活被害	19件	51件	△ 32 件
	計	**158件**	**288件**	**△ 130 件**

【サービス調整会議】

区　　分		平成27年度	平成26年度	比較
サービス調整	会議開催数	37回	89回	△ 52 回
	事例検討数	37件	95件	△ 58 件

【包括的・継続的ケアマネジメント】

区　　分		平成27年度	平成26年度	比較
ケアマネ支援	個別支援	175件	304件	△ 129 件
	支援困難事例対応	35件	81件	△ 46 件
	ネットワーク構築	115件	204件	△ 89 件
	会議	25件	68件	△ 43 件
	計	**350件**	**657件**	**△ 307 件**

【予防給付プラン作成件数】

区　　分		平成27年度	平成26年度	比較
ケアプラン作成	新規	461件	377件	84 件
	継続	10,519件	10,040件	479 件
	計	10,980件	10,417件	563 件

【二次予防事業対象高齢者介護予防プラン件数】

区　　分	平成27年度	平成26年度	比較
ケアプラン作成	70件	125件	△ 55 件

【地区活動支援】

区　　分	平成27年度	平成26年度	比較
介護予防教室等	141回	123回	18 回
ボランティア等人材育成	150回	170回	△ 20 回
地区活動育成・支援	10回	5回	5 回
グループホーム運営推進会議等	75回	75回	0 回
計	376回	373回	3 回

【地域ケア会議等件数】

区　　分	平成27年度	平成26年度	比較
個別ケア会議	16回	22回	△ 6 回
地域ケア会議・全体会議	11回	6回	5 回

【市外居住の本市被保険者に対する居宅介護支援事業所への介護予防支援業務の委託状況】

被保険者	認定有効期間	委託先	委託期間	備考	担当包括
要支援１ 女性	H27.6.22～ H28.6.30	豊橋市社会福祉協議会南部指定居宅介護支援事業所	H27.8.1 ～ H28.3.31	豊橋市の娘宅に居住	北部
要支援２ 男性	H26.5.1～ H27.4.30	福寿会昭和の里ケアプランセンター	H27.4.1 ～ H27.4.30	豊橋市の娘宅に居住	
要支援１ 女性	H27.4.1～ H27.5.31	指定居宅介護支援事業所「安城市ふれあいサービスセンター」	H27.4.1 ～ H27.5.31	安城市の長男宅に居住	西部
要支援１ 女性	H27.11.1～ H28.10.31	コープあいち福祉サービス蒲郡	H25.12.6 ～ H28.3.31	蒲郡市の姉宅に居住	

平成27年度豊川市高齢者相談センター活動事業

基本的視点　　**地域へ出向き、顔の見える関係づくり**

事　業　名	内　容	対象者	実施回数	備考
1 相談				
①地域高齢者への対応	サロン活動、地区民児協、地区懇談会へ積極的に参加し、情報を収集し、実態把握を行う。	高齢者	随時	
②支援困難高齢者への対応	民生委員や地域からあがってくる事例や、ケアマネが抱えている事例等を継続的に支援する。	高齢者	随時	
③介護者の支援活動	高齢者を介護している方が、互いに悩みを話したり聞いたりする機会を設ける。（介護者交流会）	高齢者を介護している方	12回	毎月実施
	高齢者を介護している男性の方が、男性ならではの悩みを話したり聞いたりする機会を設けるとともに、具体的な介護方法も学ぶ。	介護をしている男性の方	1回	11月11日開催
	高齢者家族を介護している方や介護を行うことに関心のある方を対象として、介護技術を学ぶための教室を開催する。	高齢者家族の介護者及び介護を行うことに関心のある方	2回	7月17日、29日開催
④孤立死・孤独死対策事業	健康保険・介護保険を一定期間利用していない独居高齢者宅を訪問し、実態把握を行う。	高齢者	随時	市からの調査は偶数年度に実施
2 予防				
①二次予防事業対象者の実態把握	二次予防事業の対象者情報に基づき、二次予防事業対象決定者の実態把握を行う。	二次予防事業対象者	随時	70件のプラン作成
②介護予防事業参加者の個別対応	介護予防事業参加者に対し、個別に相談・支援を行い、ケアマネジメントを実施する。	高齢者	随時	71回 福祉出前講座、いきいきシニアスクール、いつまでもいきいき講座介護予防教室、その他講座
③介護予防講座等を開催	介護予防出前講座を開催し、介護予防知識の普及を図る。	高齢者	随時	
④介護予防事業のPR	担当地域で行われるサロン活動等へ参加し、介護予防事業の普及・啓発を図る。	高齢者	随時	
3 権利				
①権利擁護事業	サロン活動、地区民児協、地区懇談会へ積極的に参加し、権利擁護に関わる相談等に応じ、高齢者の権利擁護を図る。	高齢者	随時	
②虐待防止事業	民生委員や地域からあがってくる事例や、ケアマネが抱えている事例等を継続的に支援し、早期に虐待を発見し、虐待防止を図る。	高齢者	随時	
③成年後見事業	豊川市成年後見支援センターとの連携により、成年後見制度の活用を図る。	市民	随時	包括への相談82件 後見センターへ25件相談
④消費者被害の防止	豊川市消費生活センター、豊川警察署との連携により、消費者被害の防止を図る。	市民	随時	
4 連携				
①地域福祉活動推進委員会	委員会活動で行われている事業に参加し、地域の情報収集を行う。	地域住民	随時	
②元気応援隊との関わり	介護予防事業へ参加できていない高齢者等に関する情報を共有し、介護予防事業への参加を促す。	高齢者	随時	
③老人クラブとの関わり	単位老人クラブがふれあいセンターを利用する時に市が開催する介護予防事業に、高齢者相談センター職員が必要に応じ参加する。	老人クラブ会員	随時	
④地区民児協との関わり	毎月の定例会に高齢者相談センター職員が参加し、情報収集及び意見交換を行う。	高齢者	開催時	
⑤町内会との関わり	高齢者相談センターのパンフレット、事業のチラシ等を市民館などに配布し、高齢者相談センターの業務を周知する。	市民	随時	
⑥関係機関との関わり	豊川市介護保険関係事業者連絡協議会事務局として、市内介護保険事業者との連携を図る。	市内介護保険事業者	随時	
	地域包括ケアシステムの構築に向けて、日常生活圏域ごとに地域ケア会議を開催し地域の課題並びに現状の把握に努めるとともに、ケアマネ支援を行う。会議に参加する医療、介護関係者の資質向上に向けた研修会を開催する。	関係機関	随時	地域ケア会議8回、全体会議3回、研修会2回
	高齢者支援に係わる方を対象に、日常生活圏域ごとに勉強会等を開催し、顔の見える関係づくりと関係者の資質向上を図る。	関係機関	各圏域2回	第1回を各圏域で開催 第2回は2圏域合同開催
⑦在宅医療連携推進センターとの関わり	地域包括ケアシステムの構築に向けて、在宅医療連携推進センターとの連携を図る。	在宅医療連携推進センター	随時	
⑧認知症サポーター養成講座の開催	豊川市に登録のあるキャラバン・メイトと連携し、市内の学校、事業所を対象に認知症サポーター養成講座を開催し、認知症高齢者に対する理解を促進する。	学校、事業所	随時	37回1120名 （内5回　小学校244名）
	一般市民向けに認知症サポーター養成講座を開催（土・日曜日含む）し、地域における認知症高齢者及び若年性認知症に対する理解を促進する。	市民	5回	123名
⑨認知症施策の推進	認知症地域支援推進員を中心に、市や医療機関を始め高齢者支援に係わる機関と連携し、認知症高齢者及び介護者の支援を行うとともに、認知症予防の啓発などを行う。	関係機関	随時	756件の相談（38件医療へ、79件介護へ繋ぐ）

３　議題

⑵　地域密着型サービスについて

①　地域密着型サービス事業所の指定更新について（協議）

指　定　更　新　の　内　容　①

項目	指定更新事業所情報
法人（申請者）名	有限会社　あおいの里
代表者名	代表取締役　鈴木　佳彦
事業所名	グループホームれんげそう
事業所所在地	平井町神明１１番地１
事業所管理者	葛西　良太
当初指定日	平成２２年８月２９日
現に受けている指定の有効期間満了日	平成２８年８月２８日
指定更新後の有効期間満了日	平成３４年８月２８日
指定更新通知日（予定）	平成２８年８月２８日
指定を受けているサービス事業名	認知症対応型共同生活介護 介護予防認知症対応型共同生活介護
定員等	１ユニット９名
届出加算項目 ①夜間支援体制加算（Ⅰ・Ⅱ） ②若年性認知症利用者受入加算 ③看取り看護加算 ④医療連携体制加算 ⑤認知症専門ケア加算（Ⅰ・Ⅱ） ⑥サービス提供体制強化加算（Ⅰｲ・Ⅰﾛ・Ⅱ・Ⅲ） ⑦介護職員処遇改善加算（Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ・Ⅳ）	実施届出加算項目 ④医療連携体制加算 ⑤認知症専門ケア加算（Ⅰ） ⑥サービス提供体制強化加算（Ⅰロ） ⑦介護職員処遇改善加算（Ⅰ）
豊川市による実地指導状況	平成２８年６月２３（木）実施。一部軽微な指摘事項があるものの、概ね良好な運営が図られていると認められた。
備考	

※主な指摘事項

○　協力医療機関について、市へ届出している医療機関と重要事項説明書に記載がある医療機関に齟齬が見受けられたため、変更届を提出すること。

また、変更届は遅滞なく（変更後１０日以内）提出すること。

○　運営推進会議について、記録（議事録）の公表について改めること。

（参考）認知症対応型共同生活介護事業所　人員基準

項目	基準	指定更新事業所情報
管理者	○原則として常勤専従者。ただし、管理業務に支障がないときは、隣接敷地等の他事業所の従業者又は当該事業所の他の職務を兼ねることができる。 ○特別養護老人ホーム等の従業者等として３年以上認知症である者の介護に従事した経験を有する者であって、指定研修を修了している者	○常勤、同一敷地内にある他の事業所の管理者兼務。 ○実務経験有り、指定研修修了者。
計画作成担当者	○原則として専従者。ただし、利用者の処遇に支障がない場合は、当該共同生活住居(ユニット)における他の職務又は管理者と兼務することができる。 ○共同生活住居(ユニット)ごとに１名 ○介護支援専門員の資格所有及び指定研修を修了している者	○常勤兼務１名（介護従業者兼務。） ○指定研修修了者。（介護支援専門員の資格はないが、併設の小規模多機能型居宅介護事業所の介護支援専門員との連携を図ることにより、基準を満たしている。）
介護従業者	○１名以上は常勤者 ○【日中】日々、延べ２４時間分の勤務時間及び時間中常に１名以上確保 ○【夜間】日々、夜勤者１名	○常勤者１名以上。 ○【日中】基準以上の配置 ○【夜間】基準どおりの配置

認知症対応型デイサービス
（認知症対応型通所介護共用型）

グループホームれんげそうでは、入居利用と共に、認知症対応型デイサービスを行っています。

● 認知症の方専用のデイサービスで、認知症の方に安心して過ごしていただくことができます。
● 午前7時30分～午後8時まで長時間利用が可能です。
● 朝食、昼食、夕食の3食の食事提供が可能です。
● 要介護1以上でほぼ毎日利用が可能。
● 少人数（定員3名）で行き届いたサービスが提供できます。
● グループホームの機能や特色をそのまま生かしたデイサービスです。
● 認知症の進行を防止するプログラムを中心に行っています。

当法人が運営する事業所

事業所名　あおいの里
事業種類　居宅介護支援事業所
開　　設　平成14年4月1日
住　　所　豊川市伊奈町纏殿26番地208
電　　話　0533-73-2685
F A X　0533-73-2705

事業所名　グループホームあおいの里
事業種類　認知症対応型共同生活介護（予防）
開　　設　平成14年8月15日
定　　員　9名

事業種類　認知症対応型通所介護（予防）
開　　設　平成18年6月1日
定　　員　3名

住　　所　豊川市伊奈町纏殿26番地132
電　　話　0533-72-2778
F A X　0533-72-2778

事業所概要

事業所名　小規模多機能ホームれんげそう
事業所番号　2392600066
事業種類　小規模多機能型居宅介護
開　　設　平成22年8月28日
登録定員　29名
通い定員　18名
宿泊定員　9名

事業所名　グループホームれんげそう
事業所番号　2392600058
事業種類　認知症対応型共同生活介護（予防）
開　　設　平成22年8月28日
定　　員　9名

事業種類　認知症対応型通所介護（予防）
開　　設　平成24年7月1日
定　　員　3名

住　　所　豊川市平井町神明11番1
電　　話　0533-73-1877
F A X　0533-73-1878

ご　案　内

JR飯田線小坂井駅より徒歩15分

設置法人
法人名　有限会社あおいの里
住　所　愛知県豊川市伊奈町纏殿26番地132
電　話　0533-72-2778

小さなホームであたたかな介護

グループホーム
小規模多機能ホーム

れんげそう

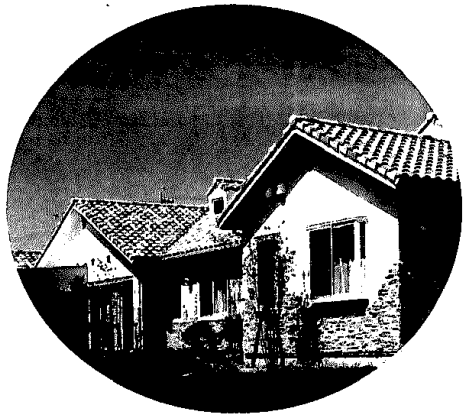

豊川市平井町神明11番1
TEL　0533（73）1877
FAX　0533（73）1878

お問合せ・ご見学随時受付可
お気軽にご相談ください

（参考）パンフレット等

住み慣れた地域で安心して過ごす…

れんげそうは、小規模多機能型居宅介護事業所とグループホームの併設事業所です。
地域の高齢者の方が住み慣れた地域で安心して過ごすことができるよう、
お手伝いさせていただきます。

グループホームれんげそう

少人数の高齢者の方が家庭的で落着いた雰囲気の中で生活し、残存能力の維持や機能回復を目指す入居施設です。

グループホームれんげそうは以下のようなグループホームの基本を忠実に守っています。

- 施設を感じさせない家庭と同じような佇まい
- 要支援2の方より入居できます
- その方にあったペースで生活できるように支援します
- 普通の生活が送れるということを大切にしています
- 失われた能力や役割をとりもどします
- スタッフはできるだけ利用者の方が介護を受けていると感じさせない工夫をします
- 協力医療機関と契約を定めており医療面においても安心して過ごしていただくことができます
- ご利用者様本人と同じようにご家族との関係や希望を大切にします

グループホームれんげそうでは第2の家庭として、あたたかく安らぎのある場づくりと生活の質の向上を目指します

小規模多機能ホームれんげそう

小規模多機能居宅介護サービスは、ひとつの事業所から通いサービス(デイサービス)、泊まりサービス(ショートステイ)、訪問介護(ホームヘルパー)、ケアマネジメントサービスを提供し、それらのサービスを上手に組み合わせることにより、ご利用者様ひとりひとりの生活に合わせた、行き届いた介護サービスを提供します

既存の介護サービスではできなかった柔軟なサービス提供も可能です

- 通いサービスは午前7時30分から午後8時30分の間でご希望の時間利用ができます。長時間利用や入浴のみ、食事のみなどの短時間利用もできます（年中無休）
  送迎の便数を増便しご希望に沿うよう努めています
- 食事は朝食、昼食、夕食、おやつの提供が可能です
- 夜間のみ(泊まりサービスのみ)の利用も可能です
- どのサービスを使ってもスタッフや利用者が共通でなじみの関係を築きやすく情報の伝達もスムーズです
- どのサービスをどれだけ使っても介護保険の負担金額は一定です
  併設のグループホームへの入居もスムーズです

※　スプリンクラー、自動火災通報装置、火災報知器、消火器、非常誘導灯完備

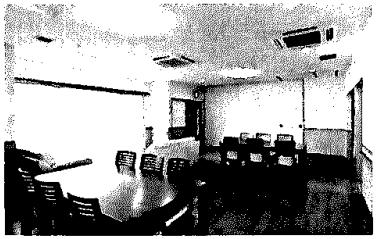

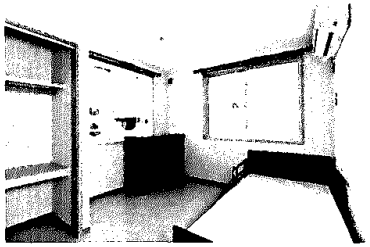

指　定　更　新　の　内　容　②

項目	指定更新事業所情報
法人（申請者）名	有限会社　あおいの里
代表者名	代表取締役　鈴木　佳彦
事業所名	小規模多機能ホームれんげそう
事業所所在地	平井町神明１１番地１
事業所管理者	葛西　良太
当初指定日	平成２２年８月２９日
現に受けている指定の有効期間満了日	平成２８年８月２８日
指定更新後の有効期間満了日	平成３４年８月２８日
指定更新通知日（予定）	平成２８年８月２８日
指定を受けているサービス事業名	小規模多機能型居宅介護
定員等	登録定員２９名 （通いサービス利用定員１８名） （宿泊サービス利用定員９名）
届出加算項目 ①看護職員配置加算（Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ） ②看取り看護加算 ③訪問体制強化加算 ④総合マネジメント体制強化加算 ⑤サービス提供体制強化加算（Ⅰｲ・Ⅰﾛ・Ⅱ・Ⅲ） ⑥介護職員処遇改善加算（Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ・Ⅳ）	実施届出加算項目 ①看護職員配置加算（Ⅱ） ③訪問体制強化加算 ④総合マネジメント体制強化加算 ⑤サービス提供体制強化加算（Ⅱ） ⑥介護職員処遇改善加算（Ⅰ）
豊川市による実地指導状況	平成２８年６月２９日（水）実施。一部軽微な指摘事項があるものの、概ね良好な運営が図られていると認められた。
備考	

※主な指摘事項

○　協力医療機関について、市へ届出している医療機関と重要事項説明書に記載がある医療機関に齟齬が見受けられたため、変更届を提出すること。

また、変更届は遅滞なく（変更後１０日以内）提出すること。

○　宿直職員の配置について、随時の訪問サービスに支障がない体制の整備が必要であるため、宿直職員に対しても研修の機会を確保する等により質の向上を図るよう留意すること。

○　サービス提供体制強化加算について、従業者ごとの研修計画が画一的なものとなっているため、従業者の職位、職責等に応じた個別具体的な研修計画を充実させること。

（参考）小規模多機能型居宅介護事業所　人員基準

項目	基準	指定更新事業所情報
管理者	○原則として常勤専従者。ただし、管理業務に支障がないときは、隣接敷地等の他事業所（一定のサービスに限る）の従業者又は当該事業所の他の職務を兼ねることができる。 ○特別養護老人ホーム等の従業者等として３年以上認知症である者の介護に従事した経験を有する者であって、指定研修を修了している者	○常勤、同一敷地内にある他の事業所の管理者兼務。 ○実務経験有り、指定研修修了者。
介護支援専門員	○原則として専従者。ただし、利用者の処遇に支障がない場合は、当該事業所の職務又は管理者と兼務することができる。 ○介護支援専門員の資格所有及び指定研修を修了している者	○非常勤専従１名（介護支援専門員） ○指定研修修了者。
介護従業者	○１名以上は常勤者 ○１名以上は看護職員（看護師、准看護師） ○日中の勤務帯 ア　通い利用者３名に対して１名の介護従業者 イ　訪問サービス提供の介護従業者を１名 ○夜間及び深夜の時間帯 ア　１名以上の夜間及び深夜勤務 イ　１名以上の宿直勤務 ※　宿直職員は、訪問サービスに支障がない連絡体制が整備されている場合は、必ずしも事業所内で宿直する必要はない。	○常勤者１名以上。 ○１名以上配置。 ○【日中】基準以上の配置 ○【夜間】基準どおりの配置

指　定　更　新　の　内　容　③

項目	指定更新事業所情報
法人（申請者）名	有限会社豊橋トーカイ
代表者名	代表取締役　寺本浩嗣
事業所名	さくらんぼデイサービス
事業所所在地	小坂井町中野１番地１５
事業所管理者	寺本浩嗣
当初指定日	平成２２年１０月１日
現に受けている指定の有効期間満了日	平成２８年９月３０日
指定更新後の有効期間満了日	平成３４年９月３０日
指定更新通知日（予定）	平成２８年９月３０日
指定を受けているサービス事業名	地域密着型通所介護 （介護予防通所介護）
定員等	１８名
届出加算項目 ①入浴介助加算 ②中重度者ケア体制加算 ③個別機能訓練加算（Ⅰ・Ⅱ） ④認知症加算 ⑤若年性認知症利用者受入加算 ⑥栄養改善加算 ⑦口腔機能向上加算 ⑧サービス提供体制強化加算（Ⅰｲ・Ⅰﾛ・Ⅱ・Ⅲ） ⑨介護職員処遇改善加算（Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ・Ⅳ）	実施届出加算項目 ①入浴介助加算 ⑨介護職員処遇改善加算Ⅰ
豊川市による実地指導状況	未実施 （平成２７年１１月１６日に県へ更新申請届出済）
備考	平成２８年７月５日に当該事業所を訪問し、運営状況を確認。

（参考）地域密着型通所介護　人員基準

項目	基準	指定更新事業所情報
管理者	○原則として常勤専従者。ただし、管理業務に支障がないときは、隣接敷地等の他事業所の従業者又は当該事業所の通所介護従業者を兼ねることができる。	○常勤、同一敷地内にある他の事業所の管理者兼務。
生活相談員	○社会福祉主事、社会福祉士又は精神保健福祉士やこれと同等以上の能力を有する者。 ○サービス提供の単位ごとに、（生活相談員のサービス提供時間内の勤務時間数の合計）÷（サービスを提供している時間帯の時間数）が１以上となるための必要数。	○介護福祉士を配置 ○基準どおりの配置
看護職員	○看護師又は准看護師 ○サービス提供の単位ごとに１以上確保されるための必要数。 （利用定員１０名以下の場合は、看護職員の配置は任意。）	○非常勤専従１名、非常勤兼務２名 （非常勤兼務職員２名共に機能訓練指導員兼務）
機能訓練指導員	○理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護師、准看護師、柔道整復師、あんまマッサージ指圧師 ○１以上	○非常勤兼務３名 （１名は介護職員兼務、２名は看護職員兼務）
介護職員	○サービス提供の単位ごとに常時１名以上配置 ○利用者１５名以下 単位ごとに確保すべき勤務延時間数＝平均提供時間数 ○利用者１６名以上 単位ごとに確保すべき勤務延時間数＝（（利用者数－１５）÷５＋１）×平均提供時間数 ○生活相談員又は介護職員のうち１名以上は、常勤でなければならない。	○基準以上配置 ○基準以上配置 ○基準以上配置

※主な指摘事項（平成２６年７月１７日　県監査指導室実施）

○　利用者に関する記録は完結の日から５年間保存すること。

○　重要事項説明書の外部の苦情窓口は利用者の保険者を記載するとともに、職員体制を実態に合わせて修正すること。

○　処遇改善加算についての賃金改善計画の周知については、適切な方法（掲示・文書配付等）により行うこと。

○　通所介護計画は、アセスメント結果に基づき作成するとともに、短期目標の具体的な設定と内容の充実を図ること。

○　生活相談員の配置については、サービス提供日ごとに確保すべき勤務延時間数はサービス提供時間数以上であることに留意すること。

（参考）パンフレット等

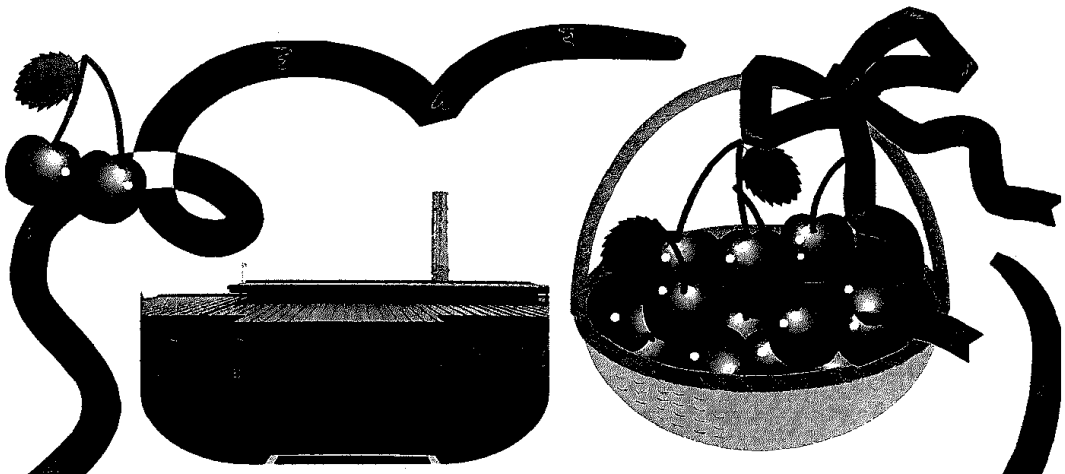

さくらんぼ
デイサービス

皆様に
日々健康
日々無事
日々笑顔
日々満足
でお過ごしいただけるよう
スタッフ一同
日々勉強
日々感謝
をモットーにお待ちしております

〒441－0103　豊川市小坂井町中野1番地15

TEL 0533－73－3161　FAX 0533－73－3163

「心が動けば身体も動く」

デイサービスを利用することにより、閉じこもりがちな
生活から少しでも開放され、より多くの人とのふれあいで
身体機能の回復や、少しずつ自分でできる事が増えるよう
支援させていただきます。

ミシンでの作品つくり

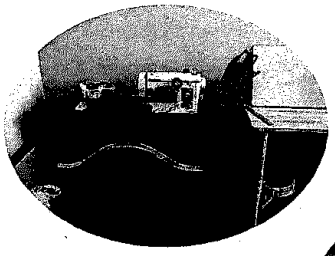

エアロバイクで下肢筋力up

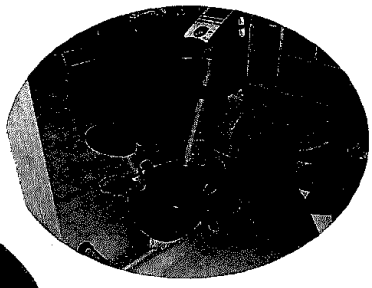

風通しの良い明るい
デイルーム

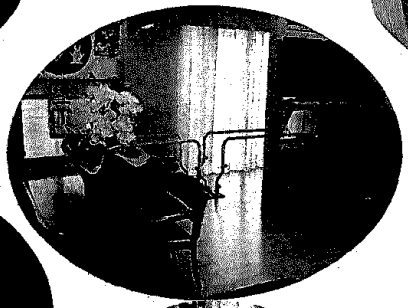

平行棒で歩行訓練

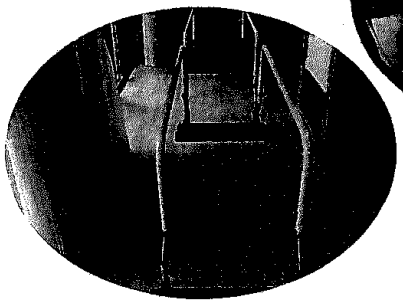

安心の完全個浴

- 1日の利用人数を18名までとしています。
- ご本人の自由な思いで1日過ごす事ができます。
- 「大人数は苦手…」な方もご安心ください。お友達の家へ遊びに行く
  感覚で通所される方がたくさんいらっしゃいます。

見学、随時受け付けています。

ご相談は生活相談員（宮脇・神谷）までご連絡ください。

Tel　：0533－73－3161

指　定　更　新　の　内　容　④

項目	指定更新事業所情報
法人（申請者）名	特定非営利活動法人やまびこ
代表者名	理事長　伊藤博章
事業所名	デイサービスこだま
事業所所在地	一宮町豊４３番地
事業所管理者	伊藤博章
当初指定日	平成２２年１０月１日
現に受けている指定の有効期間満了日	平成２８年9月３０日
指定更新後の有効期間満了日	平成３４年9月３０日
指定更新通知日（予定）	平成２８年9月３０日
指定を受けているサービス事業名	地域密着型通所介護 （介護予防通所介護）
定員等	１０名
届出加算項目 ①入浴介助加算 ②中重度者ケア体制加算 ③個別機能訓練加算（Ⅰ・Ⅱ） ④認知症加算 ⑤若年性認知症利用者受入加算 ⑥栄養改善加算 ⑦口腔機能向上加算 ⑧サービス提供体制強化加算（Ⅰｲ・Ⅰﾛ・Ⅱ・Ⅲ） ⑨介護職員処遇改善加算（Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ・Ⅳ）	届出加算項目 ①入浴介助加算 ③個別機能訓練加算（Ⅱ） ⑧サービス提供体制強化加算（Ⅰロ） ⑨介護職員処遇改善加算（Ⅰ）
豊川市による実地指導状況	未実施 （平成２７年１１月１２日に県へ更新申請届出済）
備考	平成２８年７月５日に当該事業所を訪問し、運営状況を確認。

（参考）地域密着型通所介護　人員基準

項目	基準	指定更新事業所情報
管理者	○原則として常勤専従者。ただし、管理業務に支障がないときは、隣接敷地等の他事業所の従業者又は当該事業所の通所介護従業者を兼ねることができる。	○他の業務を兼務
生活相談員	○社会福祉主事、社会福祉士又は精神保健福祉士やこれと同等以上の能力を有する者。 ○サービス提供の単位ごとに、（生活相談員のサービス提供時間内の勤務時間数の合計）÷（サービスを提供している時間帯の時間数）が１以上となるための必要数。	○介護福祉士を配置 ○基準どおりの配置
看護職員	○看護師又は准看護師 ○サービス提供の単位ごとに１以上確保されるための必要数。 （利用定員１０名以下の場合は、看護職員の配置は任意。）	○非常勤兼務２名 （２名共に機能訓練指導員兼務）
機能訓練指導員	○理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護師、准看護師、柔道整復師、あんまマッサージ指圧師 ○１以上	○非常勤兼務２名 （２名共に看護職員兼務）
介護職員	○サービス提供の単位ごとに常時１名以上配置 ○利用者１５名以下 単位ごとに確保すべき勤務延時間数＝平均提供時間数 ○利用者１６名以上 単位ごとに確保すべき勤務延時間数＝（（利用者数－１５）÷５＋１）×平均提供時間数 ○生活相談員又は介護職員のうち１名以上は、常勤でなければならない。	○基準以上配置 ○基準以上配置 ○基準以上配置

※主な指摘事項（平成２６年１１月２０日　県監査指導室実施）

○　記録の保存年限はサービス終了後５年とすること。

○　苦情連絡先として豊川市以外のサービス提供地域の保険者の連絡先も記入すること。

○　外出レクを行う場合は、年間事業計画に位置付けて行い、単なる食事、喫茶等は認められないことに留意すること。

○　個別機能訓練加算（Ⅱ）の算定にあたっては、利用者の生活機能向上に資するような目標を策定し、実施する必要があることに留意すること。また、訓練を実施した者の記録は漏れのないようにすること。

○　生活相談員が必要時間数専従していない日が見受けられたので適切に配置すること。

NPO法人　やまびこ

デイサービス　こだま

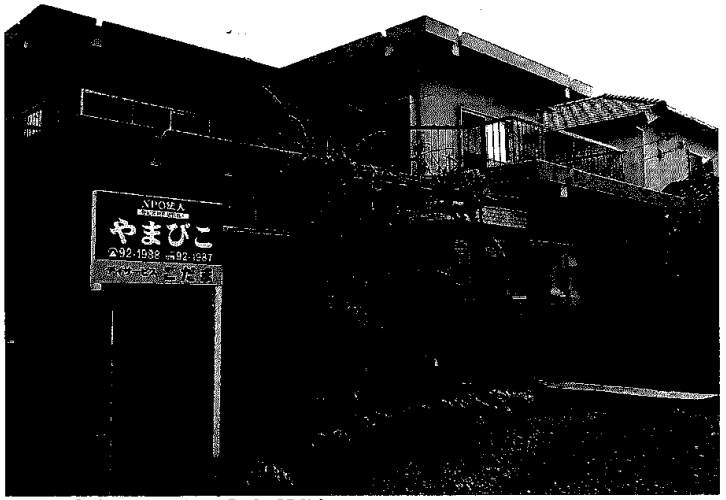

デイサービス空き状況

曜日	月	火	水	木	金	土	日
空き人数	1	サロン 0	1	1	3	0	休

生きがいサロンのご案内

地域の方達の集いの場として当施設をご利用頂けます。
毎週：火曜日　　午前9時～午後4時まで
午前：400円　昼食：400円　午後：400円　送迎：300円
※昼食及び送迎を希望の方は事前に連絡をお願いします。

ご利用料金　～介護保険適用時の１日あたりの料金～

【予防給付】

要支援１（１ヶ月）	¥1,647
要支援２（１ヶ月）	¥3,377
運動器機能向上加算（１ヶ月）	¥225

【介護給付】

要介護 １	¥735
要介護 ２	¥868
要介護 ３	¥1,006
要介護 ４	¥1,144
要介護 ５	¥1,281
入　浴	¥50
個別機能訓練加算Ⅱ	¥56
サービス提供体制強化加算（Ⅰ）ロ	¥12

【自費分】

パット・オムツ・リハパン代（各種サイズ有り）	¥30～170
レク材料費用（A．B．C）/月	¥100～300
食材料費（含おやつ代）	¥500

※その他、イベント等に要する費用は別途かかる場合があります。
※時間外についてはご相談に応じますのでお気軽にお問い合わせ下さい。

★お問合せ、見学、ご相談はこちらまで
NPO法人　やまびこ
デイサービス こだま　管理者：伊藤博章
〒 441-1231　　豊川市一宮町豊43番地
TEL　　0533 - 92 - 1988
FAX　　0533 - 92 - 1987

NPO法人 やまびこ
～デイサービスこだま のご案内～

“デイサービス”とは、介護保険の「通所介護」の通称です。お年寄りに日帰りでのレクリエーション、食事、入浴、機能訓練等をご提供します。ご自宅までの送迎サービスを含めて、一日を楽しく健やかにお過ごしいただけるように心がけています。

1日の予定

8：45～	送迎出発（施設を出発しお迎えに行きます）
9：20～	施設到着・朝の挨拶・お茶・健康チェック(血圧・体温)
10：00～	全体運動・入　浴・ティータイム
	午前のレクリエーション（歌や手を使った作業等）
11：00～	個別機能訓練・足上げ体操・筋力ストレッチ等
12：00～	昼　食　・口腔体操・　休　憩
13：30～	健康体操・趣味活動・お茶
14：30～	午後のレクリエーション（クイズや創作・脳レク等）
15：00～	くつろぎタイム　～おやつ～
15：15～	全体運動～お帰り準備
16：30～	送迎出発（施設を出発し、お送りします）

※イベント行事等により、内容が一部変更になる場合があります。

～ご利用の際にご用意して頂くもの～

① 介護保険証、認印　（契約又は介護保険更新時）
　現在受診されて居る医療機関及び概往歴
② お昼分のお薬（説明書）、入浴後の軟膏・湿布薬等
③ 歯ブラシ
④ 入浴される方は着替え一式、オムツ、パット等
⑤ 連絡帳（ご利用当日にお渡し致します）

★連絡帳は、ご家族と施設を結ぶ大切な物です。
利用者さんの日常生活の中でお気づきの点がございましたらお書きください。その他、ご希望やご感想、ご自宅での介護等でお困りな際もお気軽にお気軽にお問い合わせ下さい。
各専門のスタッフがお答え致します。

＊オムツ、リハビリパンツ等お使いの方は各自ご用意下さい。
（施設でもご用意致しておりますが、費用が別途加算となります）
＊入浴の際、タオル、石鹸等は施設でご用意致します。
＊車椅子、杖等ご使用の方はご用意下さい。

通所介護・介護予防通所介護のサービス提供曜日
デイサービス提供曜日　：　月・水・木・金・土曜日
祝日でもサービスを行います。
休業日　：　火・日曜日、お盆、正月

３　議題

⑵　地域密着型サービスについて

②　地域密着型サービス事業所の廃止について（報告）

廃　止　の　内　容　①

項目	廃止事業所情報
法人（申請者）名	有限会社いぶき
代表者名	代表取締役　片岡幸子
事業所名	デイサービスいぶき
事業所所在地	長草町南２４番地の１
当初指定日	平成１９年７月１日 （平成２８年４月１日から地域密着型通所介護）
廃止届受理年月日	平成２８年４月２５日
廃止年月日	平成２８年５月３１日
指定を受けていたサービス事業名	地域密着型通所介護
利用定員	１０名
廃止する理由	建物の老朽化
備考	現にサービス又は支援を受けている者に対する措置は、平成２８年４月１日から利用者がいないため必要なし。

廃　止　の　内　容　②

項目	廃止事業所情報
法人（申請者）名	医療法人　高橋医院
代表者名	理事長　高橋斉夫
事業所名	デイサービス　まごころ
事業所所在地	美幸町２丁目８３番地の１
当初指定日	平成２７年２月１日 （平成２８年４月１日から地域密着型通所介護）
廃止届受理年月日	平成２８年４月２８日
廃止年月日	平成２８年５月３１日
指定を受けていたサービス事業名	地域密着型通所介護
利用定員	１６名
廃止する理由	通常規模型の通所介護事業所へ移行するため
備考	現にサービス又は支援を受けている者に対する措置は、通常規模型通所介護に移行するため（新定員２５名）必要なし。

廃　止　の　内　容　③

項目	廃止事業所情報
法人（申請者）名	有限会社　光堂
代表者名	代表取締役　三浦正次
事業所名	デイサービスうらら
事業所所在地	御油町汲ヶ谷１２７地の１
当初指定日	平成２７年５月１日 （平成２８年４月１日から地域密着型通所介護）
廃止届受理年月日	平成２８年５月３１日
廃止年月日	平成２８年６月３０日
指定を受けていたサービス事業名	地域密着型通所介護
利用定員	１５名
廃止する理由	通常規模型の通所介護事業所へ移行するため
備考	現にサービス又は支援を受けている者に対する措置は、通常規模型通所介護に移行するため（新定員１９名）必要なし。

廃　止　の　内　容　④

項目	廃止事業所情報
法人（申請者）名	株式会社ドリームスター
代表者名	代表取締役　星野信
事業所名	デイサービス星の家
事業所所在地	本野町北浦６９番地
当初指定日	平成２７年４月１日 （平成２８年４月１日から地域密着型通所介護）
廃止届受理年月日	平成２８年６月３０日
廃止年月日	平成２８年７月３１日
指定を受けていたサービス事業名	地域密着型通所介護
利用定員	１０名
廃止する理由	運営・継続することが困難となったため 人員基準を満たす事が困難となったため
備考	現にサービス又は支援を受けている者に対する措置は、他施設を利用することで措置済。

３　議題

⑵　地域密着型サービスについて

③　地域密着型サービス事業所の他市町村指定に係る同意について（報告）

事業所及び同意の内容

項目	事業所及び同意の情報
法人名	株式会社フレンドリー
代表者名	代表取締役　曽根正秀
事業所名	デイサービスさくら家
事業所所在地	美園一丁目６番地９
当初指定日	平成２７年５月１日 （平成２８年４月１日から地域密着型通所介護）
指定を受けているサービス事業名	地域密着型通所介護
利用定員	１５名
協議依頼のあった市町村名	豊橋市
協議依頼日	平成２８年５月３１日
同意日	平成２８年５月３１日
他市町村における指定日	平成２８年６月１日
協議理由	利用者は当該事業所の介護予防通所介護を平成２８年３月３１日以前より利用しているが、平成２８年５月１日付けで要介護認定を受け、利用者の心身の状況を鑑み、継続して当該事業所において地域密着型通所介護を利用するにあたり本市（豊橋市）の事業所指定が必要であるため。
同意した理由	豊川市指定地域密着型サービス事業所指定等取扱規定第４条第１項第１号（※）に該当するため。
同意に係る条件	①　利用者は今回対象となった者のみとすること。 ②　当該利用者が利用終了した場合は、速やかに当該指定を廃止すること。(他のみなし指定が利用を継続している場合はこの限りではない。) ③　当該指定の指定取消し処分又は効力停止処分を行う場合は、事前に豊川市長に協議すること。

※　利用しようとする豊川市指定特定地域密着型サービス事業所が、豊川市新規指定を受けてから事業期間が６か月以上経過しており、かつ、当該他市町村被保険者が利用しようとする時点において、定員に満たない利用状況が３か月以上継続している場合

【参考資料】

●介護保険の各種サービス一覧（要介護認定者対象）

（１）自宅で利用するサービス

○訪問介護（ホームヘルプ）　○訪問看護　○居宅療養管理指導
○訪問入浴介護　○訪問リハビリテーション
①定期巡回・随時対応型訪問介護看護　②夜間対応型訪問介護

（２）自宅から通って利用するサービス

○通所介護（デイサービス）　○通所リハビリテーション（デイケア）
○短期入所生活介護（ショートステイ）　○短期入所療養介護
③認知症対応型通所介護　⑨地域密着型通所介護（通所介護のうち定員１８名以下のもの。平成２８年４月から）

（３）自宅で利用したり、通って利用するサービス

④小規模多機能型居宅介護
⑧看護小規模多機能型居宅介護（複合型サービス）

（４）生活環境を整えるためのサービス

○福祉用具貸与　○住宅改修　○特定福祉用具販売

（５）生活の場を自宅から移して利用するサービス

○介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）　○介護老人保健施設
○介護療養型医療施設　○特定施設入居者生活介護
⑤認知症対応型共同生活介護（グループホーム）
⑥地域密着型特定施設入居者生活介護
⑦地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護（小規模特別養護老人ホーム）

（６）計画をつくるサービス

○居宅介護支援

※○数字があるものが、豊川市が指定をし、指導・監査を行う「地域密着型サービス」であり、その他は、愛知県が指定・指導・監査を行うサービス。
※地域密着型サービスのうち、＿＿＿のあるサービスが、実際に豊川市に実在するサービス。

●地域密着型サービス一覧

サービスの種類	概　要
① 定期巡回・随時対応型訪問介護看護 （24 時間対応の定期巡回・随時対応サービス）	重度者をはじめとした要介護高齢者の在宅生活を支えるため、日中・夜間を通じて、訪問介護と訪問看護が密接に連携しながら、短時間の定期巡回型訪問と随時の対応を行うサービス
② 夜間対応型訪問介護 （夜間ホームヘルプサービス）	自宅で自立した日常生活を、24 時間安心して送ることができるよう、夜間帯に訪問介護員が利用者の自宅を訪問するサービス（定期巡回と通報への随時対応がある）
③ 認知症対応型通所介護 （認知症専用デイサービス）	比較的安定した状態にある認知症の方が、通いながら共同して入浴・食事など日常生活上の世話や機能訓練を受けるサービス (1)単独型・併設型…単独で、または特別養護老人ホームなどに併設され、デイサービス単体でのサービスが提供されるもの（定員１２名） (2)共用型 下記⑤のグループホームなどの入居者と一体的にサービスが提供されるもの（定員１ユニット３名）
④ 小規模多機能型居宅介護 （デイサービスとホームヘルプサービスとショートステイの組合せ）	「通い」を中心に、利用者の状態や希望、家庭の事情に応じて随時「訪問」「泊まり」を組み合わせた柔軟な対応を行うサービス 【登録定員】　29 人以下
⑤ 認知症対応型共同生活介護 （グループホーム）	比較的安定した状態にある認知症の入居者に入浴・食事など日常生活上の世話や機能訓練を共同生活の中で行う施設 【定　員】　原則 18 人以下（＝2 ユニット×9 人／1 ユニット）
⑥ 地域密着型特定施設入居者生活介護 （小規模な介護付有料老人ホームなど）	入浴・排泄・食事などの介護、その他日常生活上の世話、機能訓練、療養上の世話を行う施設 【定　員】　29 人以下
⑦ 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 （小規模な特別養護老人ホーム）	常時介護が必要なため在宅の生活が困難な入所者に食事・入浴・排泄などの日常生活の介護や健康管理を行う施設 【定　員】　29 人以下
⑧ 看護小規模多機能型居宅介護 （複合型サービスの一種）	小規模多機能型居宅介護と訪問看護を組み合わせて提供するサービス 【登録定員】　29 人以下
⑨ 地域密着型通所介護 （定員 18 名以下のデイサービス） （平成 28 年４月１日から）	食事や入浴などの日常生活上の支援や、生活機能向上のための機能訓練や口腔機能向上サービスなどを日帰りで提供する小規模な施設 【利用定員】　18 人以下